

**向精神薬小売業者免許申請書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 向精神薬営業所 | 所在地 |  |
| 名　称 | （TEL：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請者の欠格条項 | （１）法第51条第2項の規定により免許を取り消されたこと。 |  |
| （２）拘禁刑以上の刑に処せられたこと。 |  |
| （３）薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。 |  |
| 備　　考 |  |
| 　　上記のとおり、免許を受けたいので申請します。　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大　阪　府　知　事　殿 |

１．留意事項

　（１）医薬品医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による薬局開設、医薬品卸売販売業の許可を受けていない者が、医薬品に該当しない向精神薬を販売する場合は、向精神薬卸売業者の免許を受けなければならない。

　　　　　ただし、麻薬及び向精神薬取締法第50条の25の規定による適用除外等対象向精神薬については、免許を受けることなく販売できる。

　（２）向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート・板張り・モルタル造り等で、かぎのかかる設備（部屋、保管倉庫又は建物全体に施錠できる場合も可）があること。

　（３）向精神薬取扱責任者設置届を同時に提出すること。

　（４）医薬品医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による薬局開設の許可を受けた者が薬局開設者等の別段の申出によりみなしを辞退し、その許可有効期間中に向精神薬処方せんを取り扱う場合は、向精神薬小売業者の免許を受けなければならない。

　（５）医薬品医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による薬局開設、医薬品卸売販売業の許可を受けた者が別段の申出によりみなしを辞退し、その有効期間中に向精神薬を販売する場合は、向精神薬卸売業者の免許を受けなければならない。

２．添付書類

　（１）向精神薬営業所の平面図（当該営業所が雑居ビル等にある場合は、当該フロアー全体の配置図も必要）及びその周辺の敷地（付近）の見取図

　　　　（向精神薬に関する業務を行っている部分については、朱書きで他の部分と区別し、かぎをかける設備の場所（出入口等）を記入すること。）

　（２）申請者が法人であるときは、登記簿謄本（発行日より6ヶ月以内のもの）

　（３）申請者（申請者が法人又は団体であるときはその業務を行う役員のみとし、役員の確定図が必要）が精神の機能の障害、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書（発行日より1ヶ月以内のもの）

３．記載上の注意

　（１）欠格条項の（１）から（３）欄までには、申請者（法人又は団体の場合は業務を行う役員全員）に該当事項がないときは「なし」（法人又は団体の場合は「全員なし」）を記載し、当該事項があるときは（１）欄にあってはその理由及び年月日を、（２）欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行が終わり、又は刑がなくなった場合は、その年月日を、（３）欄にあってはその違反の事実及び年月日を記載すること。

　（２）「住所・氏名」欄には、申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載すること。

４．提出部数

　　　向精神薬営業所が大阪市、堺市、東大阪市に所在する場合は、1部を大阪府健康医療

部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。